

用語集②（準則学ぼう会）

執行部	組織や団体において、決定された方針や計画を実行する役割を担う機関のこと。
公募	一般から募集すること。
定足数	会議で議事を進め議決するのに必要な最小限の人数。
リラプス	病気や依存症などが回復に向かっていた状態から、再び悪化してしまう状態を指す。
遵守（じゅんしゅ）	決められたことに従うこと。／逸脱せずしっかり守ること。
責務	責任と義務。義務を果たすべき責任。
後見人 （こうけんにん）	認知症や知的障害などにより判断能力がない人の財産管理や生活の維持のため、家庭裁判所によって選任される人（成年後見人）のこと。
会計監査	企業が作成した財務諸表が、法律や会計基準に則って正しく作成されているかを、外部の専門家である会計監査人がチェックするものです。 具体的には、財務諸表の記載内容が正確であるか、会計処理に誤りがないかなどを検証し、その結果を監査報告書としてまとめます。
議決権	会社の最高意思決定機関である株主総会で、会社の意思決定に参加できる権利のこと。 具体的には、株主総会で提案された議案に対して賛成か反対かを投票する権利を指します。
定足数	会議を開いたり、議決するに当たって必要とされる出席議員の数のこと。
予備費	予測できない事態や緊急時に備えて、予算とは別に計上される費用のこと。
ロバート議事法	1876年に米陸軍のヘンリー・ロバート将軍が、米英議会の議事規則を基に民間団体向けに作成した、会議を効率的かつ公平に進めるためのルールブック。 会議の効率を高め、参加者全員が納得できる結論を導き出すためのルール。 会議の目的や参加人数に合わせて、他の会議手法と組み合わせることも有効。 主な特徴は、以下の通り。 4つの権利： 多数者の権利、少数者の権利、個人の権利、不在者の権利を尊重します。 ①多数者の権利（過半数の賛成） ②少数者の権利（少数意見の尊重、2名以上で動議を取り上げる） ③個人の権利（プライバシーの擁護、個人は一人1票の同じ権利を持つ） ④不在者の権利（不在者投票、委任状など不在者にも議決権がある） 4つの原則： 一時一件の原則、一時不再議の原則、多数決の原則、定足数の原則を守ります。 ①1時1件の原則（1度に1つの議題だけを討論し決議する） ②1時不再議の原則（決定した議案は再度掘り起こさない。どうしてもと言う場合は2/3以上の賛同が必要） ③多数決の原則（多数決による裁決過半数以上の承認が無ければいけないよって、採決に当たっては2者選択が原則となる） ④定足数の原則（会議の開催、決議のための出席数がきまっている） 発言のルール： 議長の許可を得て発言し、動議提出者は最初に発言する権利があります。 議題の制限： 一つの議題に集中し、議論が脱線しないようにします。 人物攻撃の禁止： 会議中、個人を攻撃することは許されません。
トラスティ	受託者、OA12&12のP285「サービス用語の解説」を参照

